

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

作業前の確認を徹底し安全先取り

リーダー会と二人三脚の現場運営

横浜市市庁舎移転新築工事（施工：竹中・西松JV）

特集Ⅱ

いつでも取りたいだけ仮眠タイム

社員の疲労回復へリフレッシュルーム

キャリアコンサルティング

別冊付録

送検事例 図入り

安全スタッフ編集部 編

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2327

4

2019

1

■ 災害のあらまし ■

東京に本社を置く A 事業所では、仙台に支店開設にあたり、営業課長であった B さんを仙台支店営業部長として人事異動させることになった。

赴任先の仙台に向かうための新幹線の発車時刻に遅れそうになった B さんは、タクシーを使って東京駅に駆けつけた。降車して駅構内へ早足で向かっている際に足がもつれて前のめりに転倒し、その際にかばおうとして出した右腕を床で打撲して骨折した。その結果、B さんは仙台に赴任することはできずに 1 カ月近く休業することになった。

■ 判断 ■

転居に伴う本・支店間の人事異動に伴って、A 事業所は、B さんに仙台支社を通じ赴任に当たっての赴任旅費を支給し、異動発令日の前日まで転居すること、赴任月日を事前に指定するなどを行っていた。

B さんは、その指示に従って行動をしており、「業務遂行性」が認められ赴任途上における業務上災害と判断された。

■ 解説 ■

赴任途上における業務上の災害の取扱いについては、以下の要件をすべて満たす場合に赴任途上災害と認定することになっている。

(ア) 新たに採用された労働者が、採用日以降の日において、その採用に伴う移転のため住所もしくは居所（住居地）から採用事業場に赴く（新規赴任）途上、または転勤を命ぜられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居地などから赴任先住居などに赴く途上に発生した災害であ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ
土佐労務管理事務所

21 高知会

副所長 岩山 克

第 288 回

ること

(イ) 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって社会通念上合理的な経路および方法による赴任であること

(ウ) 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害ではないこと

(エ) 当該赴任に対し赴任先事業主より旅費が支給される場合であること

〔関連通達〕「赴任途上における業務災害等の取扱いについて」(平成3年2月1日基発第75号)

赴任のための移動について、労働者の行為が事業主の支配下において行われたかどうか、すなわち「業務遂行性」が認められるかどうかは、

①事業主から赴任に伴う旅費の支給がされているのか

②赴任日時、移動手段などが業務命令として具体的に指示されたかどうか

③労働者がそれに従って赴任したかどうか

④私的事由による行動ではないか

そういった要件を確認のうえで判断されることとなる。

事業主は、労働者から労働の提供を期待して赴任を行わせる。赴任が事業主の期待する労働の提供に不可欠な条件となる程度であることが必要だと解されている。そのため、住居地の移転を伴うことが業務と同様程度のものとして評価し得るものである必要があると解されている。

この場合では仙台に赴任させること、それに伴い住居を移転させることがそれに当たる。

しかしながら旅費は支給されるものの、移動手段、移動の日程などが労働者個人の裁量、選択に任せられていて、事業主が関



与していない場合においては、事業主の支配下における行動とはいえないものと考えられる。

このケースにおいてBさんは、仙台支社から支給された新幹線の乗車券などに基づくスケジュールに従って行動していることが確実であり、「業務遂行性」が認められている。

新幹線の乗車時刻に遅れることを危惧して、タクシーを使用して東京駅に駆けつけた行為は、Bさんの判断ではあるものの、事故自体はタクシーを降車した後の出来事であり、私的事由として問題にはならなかった。

このほか、移転のために住居地または赴任元事業場から赴任先事業場所の社宅などへ赴く場合、移転先住居の都合によりホテルなどに赴く場合などの途上の事故も該当するケースがあると思われる。

なお、赴任途上災害については、赴任先の事業場の保険関係を適用するとされているため、赴任先事業場を管轄する労働基準監督署が請求先となる。つまり、今回のケースでは、仙台支店を管轄する労基署が請求先となる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp